

○東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月18日東大阪市条例第37号

改正

昭和58年3月31日条例第9号  
昭和59年10月20日条例第28号  
昭和60年3月18日条例第1号  
平成6年9月30日条例第40号  
平成10年12月22日条例第45号  
平成12年3月31日条例第18号  
平成16年7月1日条例第23号  
平成18年6月19日条例第38号  
平成18年9月29日条例第41号  
平成18年9月29日条例第42号  
平成19年12月28日条例第41号  
平成20年3月31日条例第4号  
平成26年6月30日条例第31号  
平成29年10月31日条例第27号

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、もって重度障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は市長が定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下この条において同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 市長が定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知別紙)に基づき都道府県が実施する事業における受給者証の交付を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級の第9号に該当する者
- イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級の第9号に該当するもの
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定されたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（これに相当する支援給付を含む。）を受けている者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により、対象者又はこれらの法律による世帯主若しくは被保険者、組合員若しくは加入者（世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (5) 東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）第4条第2項又は東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年東大阪市条例第35号）第7条の規定による医療証の交付を受けている者
- 3 第1項の規定にかかわらず、前年（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年）の所得が規則で定める額を超える者は、対象者としなない。ただし、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その者又はその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族がその所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間は、この限りでない。
- 4 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
- （住所地特例対象施設に入所中の対象者の特例）

第2条の2 本市以外の市町村（大阪府内の市町村に限るものとする。次項において同じ。）の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所することにより、当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる前条に規定する対象者の要件（住所に係る部分を除く。）を満たす者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者である者（国民健康保険組合に加入している者を除く。次項において同じ。）に限る。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所した際本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、同条第1項の規定にかかわらず、対象者とするものとする。

2 本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所をすることにより、当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者である者に限る。）であって、当該住所地特例対象施設に入所をした際本市以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、前条第1項の規定にかかわらず、対象者とししないものとする。

（助成の範囲）

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合を除く。）における療養に要する費用（食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

（1）対象者の疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

（2）社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われるとき。

（3）その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

（助成の適用）

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による申請のあった日の属する月の初日以後に受けた療養に係る医療費について行う。ただし、当該月において、規則で定める事由がある者については、規則で定める日以後に受けた療養に係る医療費について助成する。

（申請）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

第7条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が大阪府内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を本市が保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、第5条の規定による申請があった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところによ

り、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他の市長が定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者から、当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第13条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、受給者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に受給者その他の関係者に質問させることができる。

(助成の制限)

第14条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

2 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年東大阪市条例第27号)附則第5条第2項の適用を受ける者であって、平成30年7月31日において第2条に規定する対象者に該当するものについては、同年8月1日に第5条の規定による申請があったものとみなす。

附 則(昭和58年3月31日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月20日条例第28号)

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月18日条例第1号抄)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第40号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第23号）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第41号抄）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第41号）抄

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日条例第27号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第2条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第1号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の障害者医療条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 改正後の障害者医療条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第3条第1項に規定する精神病床に入院をしているもの

に係る当該入院に係る医療費の助成については、第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

- 4 改正後の障害者医療条例第2条第1項及び第2条の2第1項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第5条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第6条の規定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(東大阪市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第5条 施行日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 2 廃止前の東大阪市老人医療費の助成に関する条例(以下「廃止前の老人医療条例」という。)第2条に規定する対象者であって、施行日の前日において廃止前の老人医療条例第6条の規定による医療証の交付を受けている者(施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。)は、施行日から平成33年3月31日までの間に受ける療養に係る医療費について、助成を受けることができる。この場合においては、改正後の障害者医療条例の規定を準用する。

- 3 前項の場合において、療養に係る医療費が精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)への入院に係るものであるときの当該入院に係る医療費の助成については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前2項の規定は、これらの規定の適用を受ける者が、施行日以後、改正後の障害者医療条例第6条又は改正後のひとり親家庭医療条例第4条第2項の規定による医療証の交付を受けたときは、そのとき以後、適用しない。ただし、精神病床への入院に係る医療費の助成については、この限りでない。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

○東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年12月27日東大阪市規則第63号

改正

昭和59年10月24日規則第48号  
昭和60年3月31日規則第12号  
昭和63年6月30日規則第18号  
平成2年6月30日規則第27号  
平成6年9月30日規則第43号  
平成7年10月17日規則第40号  
平成9年3月31日規則第22号  
平成11年3月31日規則第21号  
平成12年3月31日規則第13号  
平成14年3月30日規則第25号  
平成16年1月8日規則第2号  
平成16年10月29日規則第51号  
平成18年6月26日規則第54号  
平成18年9月29日規則第68号  
平成22年10月25日規則第57号  
平成24年6月28日規則第42号  
平成26年6月30日規則第41号  
平成27年2月27日規則第7号  
平成29年10月30日規則第47号  
平成29年12月28日規則第57号  
平成30年3月30日規則第24号

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項の市長が定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(判定機関)

第3条 条例第2条第1項第2号の市長が定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保

健指定医

(所得の額)

第4条 条例第2条第3項に規定する規則で定める所得の額は、対象者（同条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは、4,621,000円とし、扶養親族等があるときは、4,621,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。）を加算した額とする。

(財産)

第4条の2 条例第2条第3項の規則で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）とする。

(所得の範囲)

第4条の3 条例第2条第4項に規定する規則で定める所得の範囲については、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「前年の所得」とあるのは「前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得）」と、「第4条第2項第1号」とあるのは「第5条第2項第1号」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第2条第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法については、国民年金法施行令第6条の2の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	その年	その所得が生じた年の翌年
	道府県民税	市町村民税
	第32条第1項	第313条第1項
	附則第33条の3第1項	附則第33条の3第5項
	附則第34条第1項	附則第34条第4項
	附則第35条第1項	附則第35条第5項
	附則第35条の4第1項	附則第35条の4第4項
	第3条の2の2第4項	第3条の2の2第10項
同条第6項	同条第12項	
第2項第1号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第1号	第314条の2第1項第1号
第2項第2号	道府県民税	市町村民税
	第34条第1項第6号	第314条の2第1項第6号
	第34条第3項	第314条の2第3項
	第34条第1項第9号	第314条の2第1項第9号



第2項第3号	道府県民税 附則第6条第1項	市町村民税 附則第6条第4項
--------	-------------------	-------------------

2 前項の規定により所得の額を計算する場合において、当該所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（第1号に掲げる場合において、当該額が同号に定める額に満たないときは、同号に定める額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた療養に係る医療費については、同年の1月1日から当該療養を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、当該合計額から当該各号に定める額を控除した額）を前項の規定により計算した所得の額から控除するものとする。この場合において、同条第1項第1号イの規定の適用については、同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは、「東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年東大阪市規則第63号）第5条第1項の規定により計算した所得の額」とする。

(1) 前項の規定により計算した所得の額から控除すべき雑損控除額（当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき 当該金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

3 第1項の規定により所得の額を計算する場合において、当該所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った対象者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が第1項の規定により計算した所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、当該額が同号に定める額に満たないときは、同号に定める額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日以後に当該対象者が受けた療養に係る医療費については、同年の1月1日から当該療養を受けた日の前日までの間に支払った当該対象者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、当該合計額から当該各号に定める額を控除した額）と2,000,000円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、2,000,000円から当該額を控除した額）とのいずれか低い額を第1項の規定により計算した所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定により計算した所得の額から控除すべき医療費控除額（当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち対象者に係る医療費の金額があるとき 当該金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 第1項の規定により計算した所得の額の100分の5に相当する額と100,000円とのいずれか低い額  
(一部自己負担額)

第5条の2 条例第3条第1項の規則で定める一部自己負担額は、保険医療機関等（条例第7条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）ごとに、1日につき500円とする。

2 前項の一部自己負担額は、条例第3条第1項の対象者等が負担すべき額を限度とする。

3 第1項の一部自己負担額は、同一の月において3,000円を限度とする。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等における第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別個の保険医療機関等における診療とみなす。

5 同一の月に同一の保険医療機関等において入院及び入院以外の療養を受けた場合の第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養につき、それぞれ別個の保険医療機関等において受けたものとみなす。

（助成の適用）

第5条の3 条例第4条の規則で定める事由は条例第2条第1項各号に掲げる対象者としての資格を取得した場合とし、条例第4条の規則で定める日は当該資格を取得した日とする。

（申請方法）

第6条 条例第5条の規定による申請は、重度障害者医療証交付（更新）申請書・受給資格変更（喪失）届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者証又は社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証若しくは加入者証

（2） その他市長が必要と認める書類

（医療証）

第7条 条例第6条の医療証（以下「医療証」という。）は、重度障害者医療証（様式）とする。

2 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。ただし、条例第2条に規定する対象者としての資格を喪失することが見込まれる場合は、この限りでない。

3 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期限が経過したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の更新）

第7条の2 医療証の有効期限が経過した後も引き続き医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療証交付（更新）申請書・受給資格変更（喪失）届出書に、第6条各号に掲げる書類を添えて市長に医療証の更新を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であることを確認したときは、医療証を更新して交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、医療証の交付を受けた者が、当該医療証の有効期限が経過した後も引き続き対象者であることを確認したときは、医療証を更新して交付することができる。

（医療証の再交付）

第8条 受給者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、重度障害者医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、同項の申請書に当該医療証を添付しなければならない。

3 医療証の再交付を受けた者は、医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第9条 条例第8条ただし書の市長が必要があると認めるときは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費（食事療養費若しくは生活療養費又は精神病床（条例第3条第1項に規定する精神病床をいう。）への入院に係る給付を除く。）の支給が現に行われた場合その他対象者に直接助成額（同項に規定する助成額をいう。以下同じ。）を支払う必要がある場合とする。

2 条例第8条ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、重度障害者医療費助成支給申請書に療養費等の支給額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する場合であつて、市長が、保険医療機関等その他の機関から対象者に対する助成額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、対象者に直接助成額を支払うことができる。

(届出事項等)

第10条 条例第10条第1項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 住所又は氏名

(2) 加入している医療保険、その保険者等の名称若しくは事務所の所在地又はその医療保険証の記載事項

(3) 障害の程度又は種別

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象者としての資格に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項又は第2項の規定による届出は、重度障害者医療証交付（更新）申請書・受給資格変更（喪失）届出書に医療証を添えて行わなければならない。

3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは同所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添付すべき書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情があり、かつ、特に必要があると認めるときは、この規則の規定により申請書又は届出書に添付すべき書類を省略し、又はこれに代わるべき他の書類を添付させて提出させることができる。

(口頭による申請)

第12条 市長は、この規則に規定する申請書又は届出書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で必要な措置をとることによって、当該申請書又は届出書の提出に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第3条に掲げる判定機関その他の機関又は精神科の専門の医師においてこの規則の施行の日の前日までに次の各号の一に係る受給資格の認定を受けている者について、その者から昭和49年3月31日までに条例第5条の規定による申請があった場合には、その者の知的障害の程度についての判定は、当分の間第3条に掲げる判定機関においてなされたものとみなす。
  - (1) 特別児童扶養手当法(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当
  - (2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害福祉年金
  - (3) 大阪府が実施する大阪府重度障害者(児)給付金支給制度に基づく大阪府重度障害者(児)給付金
- 3 前項による判定の有効期間は、別に定める。
  - 附 則(昭和59年10月24日規則第48号)  
この規則は、昭和59年11月1日から施行する。
  - 附 則(昭和60年3月31日規則第12号)  
この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
  - 附 則(昭和63年6月30日規則第18号)  
この規則は、昭和63年7月1日から施行する。
  - 附 則(平成2年6月30日規則第27号)  
この規則は、平成2年7月1日から施行する。
  - 附 則(平成6年9月30日規則第43号)  
この規則は、平成6年10月1日から施行する。
  - 附 則(平成7年10月17日規則第40号)  
この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成9年3月31日規則第22号)  
この規則は、平成9年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成11年3月31日規則第21号)  
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成12年3月31日規則第13号)  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成14年3月30日規則第25号)  
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成16年1月8日規則第2号抄)
  - 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 3 改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年分以後の所得の額の計算方法から適用し、平成14年分までの所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成16年10月29日規則第51号)
  - 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
  - 2 改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月26日規則第54号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第68号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月25日規則第57号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成23年以後の年の所得の額の計算について適用し、平成22年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日規則第41号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第4の改正規定は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成29年10月30日規則第47号）

- 1 この規則は、平成29年11月6日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第3条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2及び第4条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第2の規定は、この規則の施行の日以後に交付する医療証から適用し、この規則の施行の際現に交付されている医療証については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第57号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則第2条の規定及び第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成30年以後の年の所得の額の計算について適用し、平成29年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の障害者医療規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の東大阪市身体障害

者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の障害者医療規則」という。）様式第2による医療証は、改正後の障害者医療規則様式による医療証とみなす。

3 東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年東大阪市条例第27号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費の助成に係る改正前の障害者医療規則第5条の2第3項の規定の適用については、同項中「2,500円」とあるのは「3,000円」とする。

（その他の経過措置）

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

様式（第7条第1項関係）

（表）

この証は、大阪府以外では使えません。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">                 重度障害者医療             </div> 医 療 証								
公費負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>							
対 象 者	住 所							
	氏 名							
	生年月日							
有効期間								
発行機関名 及び印	大阪府 東大阪市長							
交付年月日								

（裏）

注 意 事 項

- 1 この医療証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 診療等を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証等）にこの医療証を添えて、医療機関の窓口に必ず提示してください。  
人工透析療法など、国又は地方公共団体の公費負担制度により自己負担額の軽減を受けることができる方は、当該制度の受給者証もあわせて、必ず窓口に提示してください。
- 3 対象者としての資格がなくなったとき、又は有効期限を経過したときは、この医療証は使えなくなりますので速やかにお返しく下さい。  
なお、資格がなくなってからもこの医療証で診療等を受けた場合、助成した医療費は返還していただきますのでご注意ください。
- 4 住所、氏名、加入医療保険、その内容等に変更があったときは、速やかにこの医療証を添えてその旨を届け出てください。
- 5 この医療証を破ったり、汚して使えなくなったり、又はなくしたりしたときは再交付を受けてください。